

(公的年金)：パートだけでなく正社員にも必要な厚生年金の適用拡大

一年前から継続審議となっている被用者年金の一元化に関する法案には、厚生年金と共済年金の統合だけでなく、パート労働者への厚生年金の適用拡大が盛り込まれている。しかし、現行の適用基準でも適用逃れが多く、正社員も含めた根本的な適用事務の見直しが求められる。

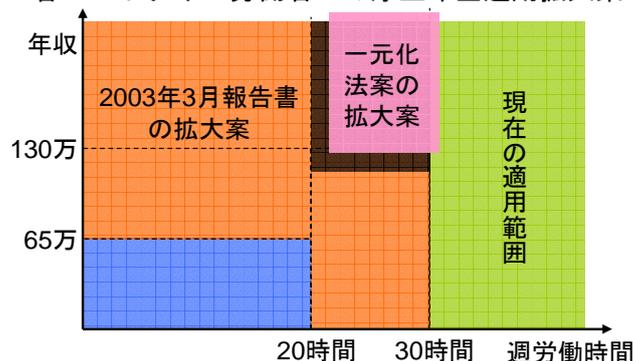
2008年度予算案が衆議院を通過し、国会の論点は予算非関連法案へと移りつつある。公的年金に関しては、昨年の通常国会へ提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（以下、一元化法案という）の行方が注目される。同法案は昨年4月の閣議決定を経て通常国会へ提出されたが、審議入りすることなく閉会を迎えた。継続審議となったが、参議院選挙後の臨時国会や今年の通常国会でも審議が進んでいない。

同法案の主な内容は、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済を厚生年金に統合して、被用者（雇用者）であれば官民を問わず同一の公的年金制度とするものであるが、加えて、パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大も盛り込まれている。この適用拡大は、当時の安倍首相が掲げる「再チャレンジ支援総合プラン」の一翼を担うため、急ピッチで審議会等が進められて法案化されたが、安倍首相の退陣も影響してか、法案審議が進んでいない。

パート労働者への厚生年金の適用基準は、現在、旧厚生省の課長名の文書を元に「1日又は週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の就労者の概ね4分の3以上」となっているが、法律上の根拠が明確でない。そこで、厚生労働省年金局長の私的研究会「雇用と年金に関する研究会」が2003年3月に出した報告書では、「週の所定労働時間が20時間以上または年収65万円以上」として法定する方向性が示された（本誌 vol. 83 参照）。しかし、サービス業を中心とする経済界からの反対が強く、2004年の年金改正では法案化が見送られた。

上述の一元化法案でも、経済界からの反対を受けて、「週の所定労働時間が20時間以上」という条件のほかに、「月収98,000円以上で、かつ、勤務期間が1年以上になることが見込まれ、かつ、事業所規模が従業員300人以上」という条件が加えられた（図表1）。これにより、新たに厚生年金が適用されるパートタイム労働者数は、2003年3月の報告書ベースの約400万人から、一元化法案ベースでは約40万人以下へと大幅に減る見込みだという（約40万人は事業所規模要件を考慮していない推計値であるため、実際にはさらに減少する見込み）。

図表1 各パートタイム労働者への厚生年金適用拡大案の比較



雇用者でありながら厚生年金が適用されていない問題は、パートタイム労働者に限らない。本年3月に発表された2005年度の国民年金被保険者実態調査から推計すると、調査対象の国民年金加入者1,900万人のうち、約230万人が正社員などの常用雇用者、約470万人が臨時・パート・アルバイトで、比率でも実数でも増加傾向にある(図表2)。正確な労働時間は不詳だが、この一定割合は、本来は厚生年金が適用されるべき人が適用されずに、国民年金の加入者になっていると思われる。また、この調査の自営業主には、いわゆる偽装請負の労働者が含まれている可能性があり、これも厚生年金が適用されていない問題といえる。

総務省の行政評価・監査結果によれば、本来は厚生年金を適用すべき事業所のうち約3割が適用されていないおそれがあるという。また、会計検査院の検査結果によれば、事業主が被保険者資格取得届の提出を怠るなどにより、年間6億円超の厚生年金保険料が徴収漏れになっているという。このように、一元化法案と比べて適用範囲が狭い現在でも、厚生年金がきちんと適用されていないという問題がある。

このような適用漏れや適用逃れには、いくつかの解決策が考えられる。まず、現行制度に沿った対策として、行政機関間の情報共有の促進がある。近年は社会保険庁が自治体や国税庁から個人に関する情報を得られるようになってきているが、法人の情報についても共有を進めるべきである。次に踏み込んだ方法は、国民年金か厚生年金かに関わらず、事業主に年金保険料の徴収を義務づけることである。他の社会保険の適用や税の徴収と照らし合わせることで保険料の未納を防ぎ、厚生年金を適用すべき雇用者が国民年金に加入している状況が明らかになることで、厚生年金の適用が促進される可能性がある。さらに踏み込んだ対策としては、税と社会保険料の一体徴収がある。仮に基礎年金財源を税方式化しても報酬比例年金の問題は残るため、税方式化の議論とは別に、議論する必要がある。

現在の労働環境は、同一の職務内容でも、長期的な雇用が約束されている人ほど待遇が良く、雇用契約が短期の人ほど待遇が悪いという不合理な状況になっている。近視眼的に行動しがちな国民に老後準備をさせる公的年金は、このような弱い立場の人たちにこそ必要な制度ではなかろうか。本人の意図せざる形で厚生年金の適用が行われないなどの状況を改善しなければ、基礎年金を税方式化しても老後が不安なままで、国民が安心して働くことができないだろう。

(中嶋 邦夫)

図表2 就業状況別にみた国民年金加入者数の推移

